

【 警察本部 】

件 名	駐車違反の取締りについて
<p>申立概要 【受理 2. 4. 22】</p>	<p>駐車違反の取締りを受けたが、翌日京都府に新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が出される状況を鑑みて、今回の取締り対応はあまりにも理不尽と感ずるので調査願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通行人も少なく、他者に支障を及ぼす可能性は極めて低い、見通しも良い道路に、5分間程度、書類の受け渡しのために車を停めた。</li> <li>・ 濃厚接触を極力避けるよう注意喚起されている状況にもかかわらず、4人の警官が来て2時間以上拘束された。</li> <li>・ 「道路交通法第47条第1項の規定により書面の受け渡しは貨物の積卸しに該当しない、違反は違反であるから緊急事態宣言とは関係ない」と言っていたが、取締りをする際においても、府民の身体の安全が尊重され優先された上でなされるべきではないか。</li> <li>・ 高齢の父親が2時間以上屋外で立ち会わされ、当日の夜、体調を崩した。</li> </ul>
<p>確認事項 【通知 2. 8. 5】</p>	<p>以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公安委員会が道路標識を設置して駐車禁止場所に指定している道路において、警察署巡査が本件車両を放置車両と認め、放置車両確認標章を取り付けるため、放置車両確認処理用携帯端末を操作し、同所に申立人が現れるまでの約6分間、違反状態を現認した。</li> <li>・ 本件は、京都府道路交通規則第6条の5（駐車禁止等の対象から除く車両）による除外規定に該当せず、また、国において緊急事態宣言が行われ、京都府も特定警戒都道府県に位置付けられたが、この緊急事態宣言により、交通取締りの方針変更や法令違反形態の時限的変更はなかったことから、本件違反事実は除外規定に該当せず、違法性を阻却する相当な理由としても認められない。</li> <li>・ 本件には当初巡査1名が対応していたが、申立人からの抗議に対応するため交通課の巡査部長2名と地域課の巡査長1名も現場臨場し、対応時間は1時間25分で、拘束はしていない。</li> <li>・ 申立人と巡査部長との通話の中で、駐車と停車の違いや書面の受け渡しは貨物の積卸しに該当しないのか等の質問に対し、説明を行った。</li> <li>・ 申立人との対応中、高齢の男性に立会いは不要である旨を伝えたが、自らの意思で現場に留まったものと認識している。</li> </ul>